

【61用語】

依命（いめい）..上からの命令によること

通牒（つうちょう）..上級官庁が所管の機関・職員に発する通達、訓令
敏捷（びんしょう）..素早いこと、すばしこいこと

回議（かいぎ）..担当者が議案を作成し、関係者間に順次回送して意見や事
前の承諾を求めること

異動（いどう）..地位や勤務などがかわること

【61解説】

国の一地方官庁であつた群馬県は、庁内の事務処理や文書作成等に関する
明治十九年（一八八六）七月処務細則を制定したが、その後、事務の複雑化
や多様化などによつて細則は改正を重ねた。一方、文書の編纂保存に関する
は、明治七年九月制定の「簿書編纂規則」以降、「簿書保存規程」または「本
庁文書保存規則」等に改正、整備された。また文書の用紙についても、明治
十年九月保存を要する文書は上半紙を使用することが定められた。

本文書は、大正四年（一九一五）三月に県の知事官房から内務部各課長へ
あてた通達で、諸経費の節約と文書作成の迅速化を図るため、用紙には西洋
紙を使用するよう命じている。さらに同十三年八月には、起案文書等の作成
方法のほか、用紙には西洋紙の使用、筆記具にはペン・インクを使用するよ
う通達した。